墨田区のお知らせ

すみだ

2017年（平成29年）1/21

税の特集号

発行：墨田区（税務課税務係）☎5608−6008　〒130−8648墨田区吾妻橋一丁目23番20号　http://www.city.sumida.lg.jp/

◆2面以降の主な内容

2面…確定申告について
3面…よくお問い合わせいただく質問について
4面…平成29年度から適用される主な改正点

申告はお早めに
特別区民税・都民税の申告受付が始まります

今年も、確定申告の時期となりました。申告期限は、特別区民税・都民税、所得税・復興特別所得税（以下「所得税」）、贈与税、個人事業税が3月15日（水）、個人事業者の消費税・地方消費税（以下「消費税」）が3月31日（金）です。

3月は窓口が大変混雑しますので、早めに申告しましょう。また、申告書は郵送やインターネットでも受け付けています。ご不明な点は最寄りの各税務関係機関へ、お気軽にお問い合わせください。

昨年秋に行った「税理士による税の無料相談」の様子

特別区民税・都民税の申告

[申告期間・場所] 表1のとおり

[申告が必要な方] 次のいずれかに該当する方▶平成29年1月1日現在区内に在住し、昨年中に事業・不動産・公的年金・配当等の所得があり、所得税の確定申告をしない方　▶給与所得者で特別区民税・都民税が給与から源泉徴収されていない方、または昨年中に会社を退職した方

＊所得税の確定申告をする方は、特別区民税・都民税の申告は不要

▶墨田区に住民登録はないが、区内に事務所または事業所、家屋敷を所有している方

[申告に必要なもの] ▶申告書など▶印鑑　▶収入（源泉徴収票等）や経費の明細書　▶控除を受けるための書類（医療費の領収書、生命保険料・地震保険料の控除証明書等）▶本人確認書類（個人番号カード等）　＊所得税の確定申告も同様

■申告期間・場所（表1）

税の種類	申告期間	申告場所
特別区民税・都民税	2月6日（月）～3月15日（水）の午前8時半～午後5時	区役所会議室21（2階）
	3月9日（木）～15日（水）の午前8時半～午後5時 ＊正午～午後1時を除く	▶緑出張所（緑3−7−3） ▶横川出張所（横川5−10−1−111） ▶文花出張所（文花1−32−1−102） ▶墨田二丁目出張所（墨田2−36−11パシオス2階） ▶東向島出張所（東向島2−38−7）

㊟いずれも土・日曜日、祝日を除きます。
㊟給与・年金所得のみの方で、住宅借入金等特別控除、寄附金控除、雑損控除等の適用を受けない所得税の還付申告書の提出も受け付けます。
㊟特別区民税・都民税申告書は、対象と思われる方に2月3日（金）に発送します。
㊟本所・向島税務署では申告を受け付けておりません。

個人事業税の申告

[申告期間・場所] 表2のとおり

[申告が必要な方] 個人が営む事業のうち、前年中の事業の総収入金額から必要経費を差し引いた後の所得金額が、事業主控除額290万円（営業期間が1年未満の場合は月割額）を超える方

＊事業廃止の場合を除き、所得税や特別区民税・都民税の申告をする方は、個人事業税の申告は不要

■申告期間・場所（表2）

税の種類	申告期間	申告場所
個人事業税	3月15日（水）までの午前8時半～午後5時	▶台東都税事務所（台東区雷門1−6−1） ▶墨田都税事務所（両国4−29−4）

㊟いずれも土・日曜日、祝日を除きます。

所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告

[申告期間・場所] 表3のとおり（申告書の作成・相談は表4のとおり）

[申告が必要な方] 2面を参照

■申告期間・場所（表3）

税の種類	申告期間	申告場所
所得税	2月16日（木）～3月15日（水）の午前8時半～午後5時	▶本所税務署（業平1−7−2） ▶向島税務署（東向島2−7−14） ＊本所・向島税務署の時間外収受箱への投函（かん）や「郵便物」（第一種郵便物）または「信書便物」での提出も受付
贈与税	2月1日（水）～3月15日（水）の午前8時半～午後5時	
個人事業者の消費税	3月31日（金）までの午前8時半～午後5時	

㊟いずれも土・日曜日、祝日を除きます。

■申告書作成・相談会場の開設日程（表4）

開設期間	申告書作成・相談会場
2月16日（木）～3月15日（水） 相談時間は午前9時15分～午後5時 ＊受付は午前8時半～ ＊提出は午前8時半～午後5時 ＊土・日曜日、祝日を除く	▶本所税務署（業平1−7−2） ▶向島税務署（東向島2−7−14）
2月19日（日）・26日（日）の2日間 相談時間は午前9時15分～午後5時 ＊受付は午前8時半～午後4時 ＊提出は午前8時半～午後5時	東京国税局（中央区築地5−3−1） ＊本所・向島税務署では執務を行っておりません

㊟上記期間以外は、申告書作成・相談会場を開設していません。確定申告の相談は上記期間内にお願いします。
㊟会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがあります。

税理士による無料申告相談　申告書を作成して提出できます

■小規模事業者などのための所得税・消費税の無料申告相談の開催日程等

期間	会場
2月6日（月）・7日（火） 午前10時～正午、午後1時～4時	みどりコミュニティセンター（緑3−7−3）
2月6日（月）・7日（火） 午前10時～午後4時	すみだ中小企業センター（文花1−19−1）
2月8日（水）～15日（水） 午前10時～午後4時 ＊土・日曜日、祝日を除く	すみだリバーサイドホール1階会議室（区役所に併設）

㊟期間中、直接会場へお越しください。なお、車での来場はご遠慮ください。
㊟昼休みは税理士が交代で対応しており、お待ちいただく場合がありますのでご了承ください。
㊟申告書の提出のみの方は、税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。
㊟譲渡所得（土地・建物・株式など）、贈与税の相談や内容が複雑な相談は、所轄税務署にご相談ください。

昨年とは会場が一部異なりますのでご注意ください。

☎＝電話　FAX＝ファクス　✉＝Eメール　🖳＝ホームページアドレス